

ふじさん工業用水道事業
新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）
実施方針

令和5年（2023年）10月

静岡県企業局

目 次

| | |
|--|----|
| I. 特定事業等の選定に関する事項..... | 1 |
| 1. 本事業の概要..... | 1 |
| 2. 本事業の事業内容..... | 4 |
| 3. 事業方式等..... | 5 |
| 4. 事業期間..... | 6 |
| 5. 対価等の支払い..... | 7 |
| 6. 特定事業の選定方法に関する事項..... | 10 |
| 7. その他..... | 11 |
| II. 民間事業者の募集及び選定に関する事項..... | 12 |
| 1. 入札参加者の参加資格要件..... | 12 |
| 2. 提出書類の取り扱い..... | 18 |
| 3. 落札者の選定方法..... | 19 |
| 4. 落札者の選定スケジュール..... | 19 |
| 5. 審査及び選定手続..... | 20 |
| III. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項..... | 24 |
| 1. リスク分担の基本的な考え方..... | 24 |
| 2. 工事請負事業者の責任の履行確保に関する事項..... | 31 |
| 3. 運転・維持管理事業者の責任の履行確保に関する事項..... | 32 |
| 4. 特別目的会社に関する取り扱い..... | 32 |
| IV. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項..... | 34 |
| 1. 立地に関する事項..... | 34 |
| 2. 規模及び配置に関する事項..... | 34 |
| V. 契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項..... | 35 |
| 1. 疑義が生じた場合の措置..... | 35 |
| 2. 準拠法及び管轄裁判所の指定..... | 35 |
| VI. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項..... | 36 |
| 1. 事業者帰責による解除..... | 36 |
| 2. 県帰責による解除..... | 36 |
| 3. 不可抗力の場合..... | 37 |
| 4. 反対運動及び訴訟等の場合..... | 37 |
| 5. 不可抗力に起因しない水量の変動..... | 38 |
| 6. 不可抗力に起因しない水質の変動..... | 38 |
| 7. 不可抗力に起因しない浄水発生土の量及び質の変化..... | 38 |
| VII. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項..... | 39 |
| 1. 法制上及び税制上の措置に関する事項..... | 39 |

| | | |
|-------|-------------------------|----|
| 2. | 財政上及び金融上の支援に関する事項..... | 39 |
| 3. | その他の協力に関する事項..... | 39 |
| VIII. | その他特定事業の実施に関し必要な事項..... | 40 |
| 1. | 使用言語、通貨..... | 40 |
| 2. | 入札参加に伴う費用の負担..... | 40 |
| 3. | 情報提供..... | 40 |

【添付書類等】

様式1 守秘義務対象開示資料提供申込書

様式2 実施方針等に関する質問・意見書

別紙1 本事業対象施設等

別紙2 リスク分担表

I. 特定事業等の選定に関する事項

1. 本事業の概要

(1) 事業名称

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）（以下、「本事業」という。）

(2) 本事業に供される公共施設等の種類

ふじさん工業用水道並びにこれに附帯する施設

(3) 公共施設等の管理者

静岡県公営企業管理者 企業局長 木野 雅弘

(4) 担当部署

静岡県企業局経営課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

電話番号：054-221-2161 FAX：054-251-5381

E-mail：kigyou_keiei@pref.shizuoka.lg.jp

(5) 入札説明書等

公告と同時に新たに開示する資料は、以下を想定している（①から⑨を総称して、以下「入札説明書等」という。）。なお、基本協定書（案）の開示は予定していないが、入札参加者が本事業の運転・維持管理業務の実施のみを目的に特別目的会社を新設する場合、これに基本協定の締結が必要な場合には開示するので、実施方針等に関する質問・意見書（様式2）の提出時に要望すること。

- ① 入札説明書
- ② 要求水準書
- ③ 落札者決定基準
- ④ 様式集及び提出書類作成要領
- ⑤ 基本契約書（案）
- ⑥ 設計・施工請負契約書（案）
- ⑦ 長期包括運営委託契約書（案）
- ⑧ モニタリング基本計画書
- ⑨ 開示資料

(6) 本事業の背景・目的

静岡県内において、高度成長期に地下水の汲み上げ増加に伴う地下水位の低下、地下水への海水の混入といった問題が生じたことより、静岡県では昭和30年代から工業用水道事業を開始した。本事業の対象となるふじさん工業用水道事業は当初、旧富士川工業用水道事業及び旧東駿河湾工業用水道事業の2事業として供用されてきたが、大口ユーザーの利用廃止により、旧富士川工業用水道事業の水需要が大幅に減少したことから、維持管理費削減のため、令和4年4月より、将来的な水運用の変更も視野に入れて事業統合し、現在はふじさん工業用水道事業として運営している。また、ふじさん工業用水道事業は静岡県内の6つの工業用水道事業の中でも最も給水能力が高い事業（現有給水能力：1,007,100m³/日）であり、静岡県内の産業活動を支える産業インフラとして現在も重要な役割を担っている。

しかしながら、施設・管路の老朽化が進み、今後莫大な更新整備費が見込まれている。また、近年の激甚化する自然災害は水源となる河川の濁度の上昇頻度を高め、技術職員の業務量や薬品使用量、浄水発生土の処分費が増加する等、施設運営に影響を与えており、良質な工業用水の安定的な供給を前提とする運転・維持管理費削減のさらなる徹底が求められている。さらに、将来的には、産業構造の変化や企業の移転、生産規模の縮小、水源転換等に伴い減少していくことが予想される配水量に応じた施設規模の適正化も求められている。

これらの課題を解決するため、静岡県企業局（以下、「県」という。）は、DB（Design Build）+包括的民間委託方式の官民連携を導入することで、水質の良い芝川水源を最大限有効利用するための水運用の変更に係る新ポンプ場等の設計・施工と新ポンプ場及び浄水場等既存施設の運転・維持管理を一体的に実施し、民間の創意工夫に富んだ経営ノウハウを取り入れ、持続的なふじさん工業用水道事業の経営に資することを期待するものである。

(7) 本事業の基本方針

県、工事請負事業者並びに運転・維持管理事業者（以下、工事請負事業者、運転・維持管理事業者を個別に又は総称して「事業者」という。）が、互いに協力して本事業を実施することを本事業の基本的な考え方とする。その考え方の下で、県は、民間の持つ経営ノウハウ及び技術ノウハウを活用し、事業者が効率的かつ効果的に本事業を実施することのできる環境を整備する。また、事業者は、前項の目的を達成するため、以下の基本方針に基づき本事業を実施するものとする。

① 民間ノウハウを活用した運転・維持管理に係る経費の削減

ふじさん工業用水道事業を取り巻く厳しい経営環境に対応するため、民間ならではの創意工夫の最大化と業務の効率化・合理化に積極的に取り組み、ふじさん工業用

水道事業の収支を改善する。

② 計画的かつ長期的視点に立った新ポンプ場等の設計・施工及び次期の長期更新計画の策定

ふじさん工業用水道の長期かつ継続的な事業運営を行うために、新ポンプ場等の設計・施工及び次期の長期更新計画の策定において、物価の高騰や都市化の進展等に伴う工事の複雑化に対応した発注方法・工事方法、運転・維持管理の作業効率までのトータルで最適となる更新整備、適切な修繕による長寿命化、将来の配水量の変化や本事業終了後の更新整備時に柔軟な対応が可能な工法の導入等に取り組むことにより、更新整備費の削減のみならず、将来にわたり水需要や社会経済状況の変化に柔軟に対応した更新整備等を実現する。

③ 技術ノウハウを有する人材の確保と定着

良質な工業用水道の安定的な供給を維持できるよう、技術職員をはじめ不足する県人員を補完する体制を構築する。なお、本事業開始以降も県職員が本事業を適切にモニタリングし、また、災害発生時にはこれまでと同様に迅速な対応が取れるよう、県職員への民間の経営ノウハウや技術ノウハウの移転を図る。

(8) 用語の定義

本実施方針（以下、「本書」という。）で用いる用語を以下のとおり定義する。

| 用語 | 定義 |
|---------------|---|
| 県 | 静岡県企業局をいう。 |
| 本事業 | ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）をいう。 |
| 本書 | 本実施方針をいう。 |
| 要求水準書 | 本事業の基本的な内容について定めるものであり、本事業の目的達成に必要な設備及び業務等についての要件を記載したものをいう。 |
| 入札説明書等 | 入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、基本契約書（案）、設計・施工請負契約書（案）、長期包括運営委託契約書（案）、モニタリング基本計画書、開示資料を個別に又は総称していう。 |
| 入札参加者 | 本事業の入札に参加する単独企業又は複数の構成企業で構成された企業グループをいう。 |
| 代表企業（入札手続） | 入札参加者のうち、本事業の入札手続を行う企業をいう。 |
| 代表企業（設計・施工業務） | 構成企業のうち、設計・施工業務において代表的な役割を担う企業をいう。 |

| 用語 | 定義 |
|-----------------|--|
| 代表企業（運転・維持管理業務） | 構成企業のうち、運転・維持管理業務において代表的な役割を担う企業をいう。 |
| 事業者 | 工事請負事業者、運転・維持管理事業者を個別に又は総称していう。 |
| 工事請負事業者 | 設計・施工業務を行う事業者をいう。 |
| 運転・維持管理事業者 | 運転・維持管理業務を行う事業者をいう。 |
| 特別目的会社 | 本事業の運転・維持管理業務の実施のみを目的に設立される会社をいう。 |
| 構成企業 | 入札参加者のうち、県と基本契約を締結する企業をいう。 |
| 協力企業 | 工事請負事業者又は運転・維持管理事業者から業務を直接請負又は受託することを予定している企業をいう。 |
| 設計・施工業務 | 新ポンプ場等の設計・施工業務をいう。 |
| 運転・維持管理業務 | 新ポンプ場及び既設浄水場等の運転・維持管理業務（長期更新計画策定を含む。）をいう。 |
| 事業契約 | 基本契約、設計・施工請負契約、長期包括運営委託契約を個別に又は総称していう。 |
| 基本契約 | 県と構成企業の間で締結され、設計・施工請負契約、長期包括運営委託契約に共通して適用される事項を定めた契約をいう。 |
| 設計・施工請負契約 | 県と工事請負事業者の間で締結される新ポンプ場等の設計・施工に係る請負契約をいう。 |
| 長期包括運営委託契約 | 県と運転・維持管理事業者の間で締結される新ポンプ場及び既設浄水場等の運転・維持管理（長期更新計画策定を含む。）に係る業務委託契約をいう。 |
| 本事業対象施設 | 設計・施工業務の対象施設及び運転・維持管理業務の対象施設を個別に又は総称していう。 |
| 新ポンプ場等 | 設計・施工業務の対象施設である新ポンプ場及び導水管連絡管をいう。 |

2. 本事業の事業内容

(1) 本事業対象施設

本事業対象施設は、ふじさん工業用水道並びにこれに附帯する施設である。その大要は別紙1に示す。なお、富士山南麓土地改良区（以下、「土地改良区」という。）との共有・共用施設については本事業対象施設に含むものとし、土地改良区の専有・専用施設については要求水準書で明示的に示す場合を除き、本事業対象施設には含まないものとする。

(2) 対象業務

事業者が行う業務は以下のとおりとし、その詳細は要求水準書に定めるとおりとする。

① 設計・施工業務

- ア 設計業務
- イ 施工業務
- ウ 試運転

② 運転・維持管理業務

- ア 運転管理（監視・操作・その他）
- イ 水質管理
- ウ 保守点検
- エ 修繕
- オ 保全管理
- カ 計測
- キ 危機管理
- ク 臨機の措置
- ケ 環境整備
- コ 物品その他調達・管理（電力・薬品を除く。）
- サ 見学者対応
- シ 長期更新計画策定

3. 事業方式等

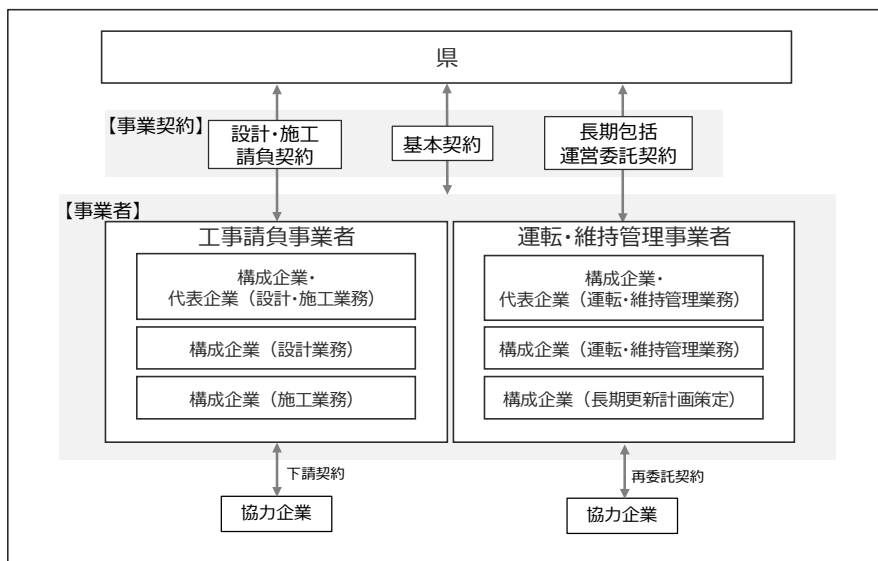
(1) 事業方式

本事業は、新ポンプ場等に係る設計・施工業務及び本事業対象施設に係る運転・維持管理業務を行う、DB（Design Build）＋包括的民間委託方式とする。

(2) 契約の構造

県と構成企業（複数企業の場合には連名）との間で基本契約を締結する。基本契約に基づき、県と工事請負事業者（単体又は共同企業体）との間で設計・施工請負契約を、県と運転・維持管理事業者（単体又は共同企業体）との間で長期包括運営委託契約を締結する。なお、落札者が特別目的会社を設立し、当該特別目的会社が運転・維持管理事業者となることを認める。

図：契約構造図



4. 事業期間

(1) 事業期間

本事業開始日は令和6年8月下旬を予定している。なお、事業年度とは毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間を指す。

なお、本事業開始日以降、入札参加者が提案した日から令和7年3月31日までの期間は運転・維持管理事業者が運転・維持管理業務を行うための準備期間（県及び県が別途指定する者からの引継期間）とする。

| 項目 | 期間 |
|-----------------|--|
| 事業期間（予定） | 令和6年8月下旬～令和13年3月31日 |
| 設計・施工業務期間（予定） | 令和6年8月下旬～令和11年3月31日 |
| 運転・維持管理業務期間（予定） | 令和7年4月1日～令和13年3月31日 (新ポンプ場等の運転・維持管理業務期間は 令和11年4月1日～令和13年3月31日) |

(2) 運転・維持管理業務期間の延長

運転・維持管理業務期間については原則延長を行わない。ただし、その延長を必要とする事由が生じた場合に限り、県は、期間の延長を申し出ることができる。

県と運転・維持管理事業者が協議により合意した場合には、当該合意した期間を延長することができる。

(3) 運転・維持管理業務期間終了時の取り扱い

① 本事業対象施設の引き渡し

運転・維持管理事業者は、運転・維持管理業務の終了日に、本事業対象施設を県又は県の指定する者に引き渡さなければならない。

② 業務の引継ぎ

運転・維持管理事業者は、本事業が円滑に継続されるよう、運転・維持管理業務期間内に県又は県の指定する者へ業務の引継ぎを行わなければならない。なお、引継ぎに要する費用については、運転・維持管理事業者の負担とする。

③ 運転・維持管理事業者解散後の事業者間の責任分担

運転・維持管理業務期間終了後に県の承諾の下、運転・維持管理事業者としての共同企業体又は特別目的会社を解散する場合には、代表企業（運転・維持管理業務）がその責任を継承する。

5. 対価等の支払い

(1) 設計・施工請負契約に基づく設計・施工請負代金の支払い

① 前払金

工事請負事業者は、保証事業会社と保証契約を締結し、その保証証書を県に寄託して、設計・施工請負契約に定める当該会計年度の支払限度額の10分の4以内の額の前払金の支払いを県に請求することができる。

工事請負事業者は、前払金の支払いを受けた後、当該前払金に追加して行う中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を県に寄託して設計・施工請負契約に定める当該会計年度の支払限度額の10分の2以内の額の中間前払金の支払いを県に請求することができる。

工事請負事業者は、中間前払金の請求をしようとするときは、県に対し、あらかじめ、当該建設工事が次に掲げる要件に該当することの認定を請求し、その旨の認定を受けなければならない。

ア 工期の2分の1を経過していること。

イ 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該建設工事に係る作業が行われていること。

ウ 既に行なわれた当該建設工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

県は、前払金又は中間前払金の請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払う。

② 部分払金

工事請負事業者は、工事の完成前に、出来形部分に相応する設計・施工請負代金相当額のうち、設計・施工請負契約に定める当該会計年度の支払限度額の10分の9以内の額について、部分払を請求することができる。ただし、前払金があった場合においては特に必要があると認める場合を除き、出来形が現になされた前払金の請負代金額に対する割合に10分の1を加えた率以上に達したときに限る。また、この請求は一会計年度につき1回までとする（なお、設計業務が年度途中で完了した場合は設計費に相当する工事請負代金額を年度途中で支払うことはしない）。

工事請負事業者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分の確認を県に請求する。

県は、当該請求を受けた日から14日以内に検査を行い、当該確認の結果を工事請負事業者に通知する。

工事請負事業者は、上記の確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、県は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払う。

部分払金の額は、次の式により算出する。

部分払金の額 ≤ 当該会計年度の設計・施工請負代金相当額のうち、設計・施工請負契約に定める当該会計年度の支払限度額以内の額 × $\{(9/10) - (\text{当該会計年度の前払金額} / \text{設計・施工請負契約に定める当該会計年度の支払限度額})\}$

③ 完成払金

工事請負事業者は、工事が完成したときは、その旨を県に通知する。

県は、通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に、工事請負事業者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、かつ、当該検査の結果を事業者に通知する。

工事請負事業者は、工事が完成し検査に合格したときは、設計・施工請負代金の支払いを請求することができる。

県は、請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に設計・施工請負代金を支払う。

(2) 長期包括運営委託契約に基づくサービス対価の支払い

① サービス対価の内訳

サービス対価はサービス対価A（新ポンプ場及び既設浄水場等の運転・維持管理費（長期更新計画策定費及び修繕費を除く。）、サービス対価B（長期更新計画策定費）、サービス対価C（修繕費）から構成される。

また、年度ごとのサービス対価について、次のとおりとする。

- ・ サービス対価Aは新ポンプ場稼働前の令和7年度から令和10年度、及び新ポンプ場稼働後の令和11年度から令和12年度のそれぞれの期間内では均等額とする。
 - ・ サービス対価Bは運転・維持管理事業者が策定した長期更新計画について県が承認した後、一括払いとする。
 - ・ サービス対価Cは発生した費用に限り精算する。
- なお、サービス対価の内訳は下表のとおり。

表：サービス対価の内訳

| 費目 | 内訳 | 詳細 |
|---------|--------------------|------------------------------------|
| サービス対価A | 人件費 | 総括責任者、運転管理員、保守点検員等、本事業で配置する人員に係る費用 |
| | ユーティリティ費 | 新ポンプ場の運転管理に必要な燃料費や車両の燃料費等のユーティリティ費 |
| | 備消耗品費 | 運転管理、点検等の実施にあたり必要な備消耗品費 |
| | 委託費 | 清掃費等の協力企業等に発注予定の委託費 |
| | 保険料 | 運転・維持管理事業者が本事業の実施にあたり加入する保険料 |
| | その他諸経費等 | 上記のいずれにも該当しないその他諸経費等 |
| サービス対価B | 長期更新計画策定費 | 長期更新計画策定に必要な人件費等 |
| サービス対価C | 修繕費（定期修繕） | 本事業対象施設の定期修繕費 |
| | 修繕費（軽微な修繕・突発的故障修繕） | 本事業対象施設の軽微な修繕費及び突発的故障修繕費 |

※電力、薬品は県にて調達・提供するため、サービス対価に含まれない。

※静岡県東部事務所執務室の使用を認める。なお、使用を希望する場合の使用条件については入札説明書等に示す。

② サービス対価Aの支払い

サービス対価Aは、運転・維持管理業務期間にわたり、モニタリング結果を踏まえ、四半期ごとに1回、当該会計年度のサービス対価Aの4分の1に相当する金額を運転・維持管理事業者に対して支払う。

運転・維持管理事業者は、四半期ごとに前四半期の翌月第5営業日までに業務完了報告書を提出し、県は、当該業務完了報告書の提出を受けた日から14日以内に、承認するときはその旨を、承認しないときはその内容を、文書等により通知する。運

転・維持管理事業者は、業務完了報告書について県の承認を得た後速やかに、当該業務完了報告書に基づいた当該四半期のサービス対価Aに係る請求書を県へ提出する。県は、請求書を受領した日から30日以内に、サービス対価Aを支払う。

③ サービス対価Bの支払い

サービス対価Bは、長期更新計画の県による承認後、サービス対価Bの総額を運転・維持管理事業者に対して支払う。

運転・維持管理事業者は、令和10年3月末までに長期更新計画の素案を提出し、県との協議を経た後、長期更新計画を運転・維持管理業務の終了14日前までに提出する。

県は、長期更新計画の提出を受けた日から14日以内に、承認するときはその旨を、承認しないときはその内容を、文書等により通知する。運転・維持管理事業者は、長期更新計画について県の承認を得た後速やかに、サービス対価Bに係る請求書を県へ提出する。県は、請求書を受領した日から30日以内に、サービス対価Bを支払う。

④ サービス対価Cの支払い

サービス対価Cは、運転・維持管理業務期間にわたり、モニタリング結果を踏まえ、四半期ごとに1回、当該期間に発生した金額を運転・維持管理事業者に対して支払う。

運転・維持管理事業者は、当該四半期のサービス対価Cに係る請求書を県に提出する。県は、請求書を受領した日から30日以内に、サービス対価Cを支払う。

6. 特定事業の選定方法に関する事項

(1) 特定事業の選定に当たっての考え方

県は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。）及び内閣府のVFM（Value For Money）に関するガイドライン等を参考に、県が自ら実施する場合と比較して、事業者が実施することにより効率的かつ効果的に事業が実施される場合に、PFI法第7条に準拠し、本事業を特定事業に選定する。

(2) 特定事業の選定結果の公表

県は、本事業を特定事業として選定した場合は、その旨を、その評価の内容と併せて、県のホームページにおいて速やかに公表する。

なお、本事業の客観的な評価の結果に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合も同様に公表する。

7. その他

県は、本事業とは別に、県が運営する浄清工業水道事業の一部施設の休日夜間の施設管理業務（以下、本項において「当該業務」という。）について、令和7年4月1日から令和13年3月31日の間、本事業の運転・維持管理事業者に単独特命随意契約にて委託する可能性がある。当該業務の仕様等の詳細は本事業の公告時に併せて示す。なお、本事業の入札参加者には、本事業に係る技術提案書の提出時に当該業務に係る参考見積書の提出を求めることを予定している。

II. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 入札参加者の参加資格要件

(1) 入札参加者の構成

- ① 入札参加者は、構成企業から構成されるものとする。
- ② 入札参加者は設計・施工業務を行う構成企業の中から1者を代表企業（設計・施工業務）として、また、運転・維持管理業務を行う構成企業の中から1者を代表企業（運転・維持管理業務）として定めることとする。代表企業（設計・施工業務）と代表企業（運転・維持管理業務）が同一企業又は異なる企業であっても差し支えない。
- ③ 入札参加者は代表企業（設計・施工業務）又は代表企業（運転・維持管理業務）のうち1者を代表企業（入札手続）として定め、当該企業が入札への参加手続を行うこととする。
- ④ 入札参加者は新ポンプ場等の設計業務、同じく施工業務、新ポンプ場及び既設浄水場等の運転・維持管理業務、長期更新計画策定を行う企業をそれぞれ構成企業として定めることとする。
- ⑤ 特別目的会社を設立する場合、新ポンプ場及び既設浄水場等の運転・維持管理業務、長期更新計画策定を行う企業が、本事業の運転・維持管理業務に係る特別目的会社の議決権株式（Ⅲ. 4. に定める議決権付株式をいう。以下同じ。）の全てを保有するものとする。
- ⑥ 長期更新計画策定は、長期包括運営委託契約に基づく運転・維持管理業務の一環として実施するものとし、新ポンプ場及び既設浄水場等の運転・維持管理業務を行う構成企業に加えて、後述の「運転・維持管理業務のうち長期更新計画策定を行う者の要件」を満たす構成企業も参加することとする。
- ⑦ 入札参加者は、本事業の入札への参加に際して、構成企業のそれぞれが本事業の遂行上果たす役割等を公告時に示す「様式集及び提出書類作成要領」に従い、明らかにするものとする。
- ⑧ 構成企業の変更は原則認めない（構成企業が参加資格確認基準日以降に参加資格要件を満たさなくなった場合にも原則変更は認めない。）。ただし、特段の事情があると県が認めた場合は、この限りでない。
- ⑨ 構成企業のいずれかが、他の入札参加者となることは認めない。
- ⑩ 同一入札参加者が複数の提案を行うことはできない。

(2) 入札参加者に共通の参加資格

入札参加者は、以下の各号の要件全てを満たしていなければならないものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ③ 静岡県暴力団排除条例第 6 条第 1 項の規定により、次のアからキに該当しないこと。
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- ④ 参加表明書提出期限の日から落札者の決定までの期間に、県から、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年 8 月 29 日付け管第 324 号）又は静岡県における庁舎等管理業務委託業者入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けている者でないこと。
- ⑤ 入札参加者は、県が発注した本事業のアドバイザー業務の受託者及びその協力会社である、株式会社日本総合研究所、株式会社 N J S、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業並びにこれらの者と資本又は人事等において一定の関連のある者（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号又は第 4 号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。以下同じ。）でないこと。
- ⑥ 入札参加者は、Ⅱ. 5. (1) に示す「ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）事業者選定委員会」の委員が属する企業又は当該企業と資本若しくは人事等において一定の関連のある者でないこと。
- ⑦ 上記⑤及び⑥に定める者を本事業の入札への参加に関連するアドバイザーに起用していないこと。

(3) 入札参加者に求められる要件

入札参加者は、以下の各号の要件全てを満たしていなければならないものとする。ただし、全ての要件を同一の者が有することを求めるものではない。

なお、企業に関する実績は参加資格表明書受付時に実績を証明する書類の提出を求める。他方、技術士等個人については参加資格表明書受付時には個人名の特定は不要とし、落札者決定のための提案審査に必要な書類（以下「技術提案書」という。）の提出時に特定及び実績等を証明する書類の提出を求めるものとする。

① 新ポンプ場等の設計業務を行う者の要件

ア 企業の要件

- (ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号、以下同じ。）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。なお、本業務を行う構成企業のうちいずれか 1 者が満たせば良いものとする。
- (イ) 静岡県の建設関連業務委託に係る入札参加資格名簿において、「土木関係建設コンサルタント（上水道及び工業用水、下水道）」及び「建築関係建設コンサルタント」の入札参加資格を有する者であること。なお、本業務を行う構成企業のうち上記（ア）を満たすいずれか 1 者が満たせば良いものとする。
- (ウ) 国、地方公共団体又は特殊法人等（以下、「官公庁等」という。）が発注する案件において水道事業等（水道事業及び水道用水供給事業、以下同じ。）、工業用水道事業若しくは下水道事業におけるポンプ場、又は上水道施設、工業用水道施設若しくは下水道施設におけるポンプ設備の元請又は共同企業体の一員としての設計実績があること。実績は、設計・施工分離発注型の請負事業においては平成 20 年度以降に設計完了したものに限り、設計・施工一括発注型の請負事業においては平成 20 年度以降に完工したものに限り、また、P F I 事業においては民間事業者が設立した特別目的会社から元請又は共同企業体の構成企業として受託した実績も認める。なお、本業務を行う構成企業のうち上記（ア）及び（イ）を満たすいずれか 1 者が満たせば良いものとする。
- (エ) 官公庁等が発注する案件において水道事業等、工業用水道事業若しくは下水道事業における口径 400mm 以上の管路の元請又は共同企業体の一員として設計実績があること。実績は、設計・施工分離発注型の請負事業においては平成 20 年度以降に設計完了したものに限り、設計・施工一括発注型の請負事業においては平成 20 年度以降に完工したものに限り、また、P F I 事業においては民間事業者が設立した特別目的会社から元請又は共同企業体の構成企業として受託した実績も認める。なお、本業務を行う

構成企業のうち上記（ア）～（ウ）を満たすいずれか1者が満たせば良いものとする。

イ 個人の要件

- （ア） 上記企業の要件の（ア）～（ウ）の参加資格要件を満たす構成企業と3か月以上の雇用関係を有し、上下水道部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とする。）又は総合技術監理部門（選択科目を「上下水道－上水道及び工業用水道」とする。）の資格を有する技術士（技術士法（昭和58年法律第25号、以下同じ。）に定めるものをいう。以下同じ。）を設計業務における管理技術者として配置できること。
- （イ） 上記企業の要件の（ア）～（ウ）の参加資格要件を満たす構成企業と3か月以上の雇用関係を有し、上下水道部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とする。）又は総合技術監理部門（選択科目を「上下水道－上水道及び工業用水道」とする。）の資格を有する技術士を設計業務における照査技術者として配置できること。なお、管理技術者との兼務は認めない。

② 新ポンプ場等の施工業務を行う者の要件

ア 企業の要件

- （ア） 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく土木一式工事、建築一式工事、電気工事、機械器具設置工事に係る特定建設業又は一般建設業の許可を受けていること。なお、本業務において該当の工種に係る工事を行う全ての構成企業が該当の工種に係る要件を満たさなければならない。
- （イ） 静岡県における建設工事競争入札参加資格の土木一式工事（A等級）、建築一式工事（A等級）、電気工事（A等級）、機械器具設置工事に係る認定を受けた者であること。なお、本業務において該当の工種に係る工事を行う構成企業のうち上記（ア）を満たすいずれか1者が該当の工種に係る要件を満たせば良いものとする。
- （ウ） 土木一式工事、建築一式工事、電気工事、機械器具設置工事に係る経営事項審査結果の総合評定値がそれぞれ1,000点以上であること。なお、本業務において該当の工種に係る工事を行う構成企業のうち上記（ア）及び（イ）を満たすいずれか1者が該当の工種に係る要件を満たせば良いものとする。
- （エ） 官公庁等が発注する案件において水道事業等、工業用水道事業若しくは下水道事業におけるポンプ場、又は上水道施設、工業用水道施設若しくは下水道施設におけるポンプ設備の元請又は共同企業体の一員として建設実

績があること。実績は、平成 20 年度以降に完工したものに限る。また、P F I 事業においては民間事業者が設立した特別目的会社から元請又は共同企業体の構成企業として請け負った実績も認める。なお、本業務において該当の工種に係る工事を行う構成企業のうち上記企業の要件の（ア）～（ウ）を満たすいずれか 1 者が該当の工種に係る要件を満たせば良いものとする。

ア) 土木一式工事、建築一式工事については、ポンプ設備の台数増設を伴わない増設工事及び改築工事の実績は認めない。

イ) 電気工事、機械器具設置工事については、補修工事及び修繕工事の実績は認めない。官公庁等が発注する電気工事、機械器具設置工事において、実績等を証明する書類に記載された名称に「電気工事」、「機械器具設置工事」の記載がない場合であっても、当該工種の工事を含むことが明らかな場合には当該工種に係る実績として認める。

(オ) 官公庁等が発注する案件において水道事業等、工業用水道事業若しくは下水道事業における口径 400mm 以上の管路工事において、元請又は共同企業体の一員として建設実績があること。実績は、平成 20 年度以降に完工したものに限る。また、P F I 事業においては民間事業者が設立した特別目的会社から元請又は共同企業体の構成企業として請け負った実績も認める。なお、本業務における土木一式工事を行う構成企業のうち上記企業の要件の（ア）～（ウ）を満たすいずれか 1 者が該当の工種に係る要件を満たせば良いものとする。

イ 個人の要件

(ア) 上記企業の要件の（ア）～（エ）の参加資格要件を満たす構成企業と 3 か月以上の雇用関係を有する者を施工業務における主任技術者又は監理技術者資格者証の交付を受けた監理技術者として専任で配置できること。ただし、工事現場が不稼働であることが明確な期間、工場製作のみが稼働している期間は、必ずしも専任を要さない。また、当該期間に配置する者と施工期間に配置する者は適切な業務の履行に支障のない限り、同一の者でなくても良い。

③ 運転・維持管理業務を行う者の要件

ア 企業の要件

(ア) 静岡県における庁舎等管理業務競争入札参加資格の設備保守管理（営業種目 4）のうち、受変電設備（細目 10）及び給排水設備（水処理施設を含む。）（細目 23）を有している者であること。なお、本業務を行う構成企

業のうちいずれか1者が満たせば良いものとする。

- (イ) 官公庁等が発注する案件において水道事業等又は工業用水道事業における公称施設能力日量 10,000 m³以上の能力を有する浄水場の運転・維持管理業務を元請として平成 20 年度以降に連続する 3 年間以上担った実績を有すること。P F I 事業等においては民間事業者が設立した特別目的会社に議決権付最大出資した実績も認める。なお、新ポンプ場及び既設浄水場のポンプ設備を除く本事業対象施設を対象に本業務を行う構成企業のうち上記 (ア) を満たすいずれか1者が満たせば良いものとする。
- (ウ) 官公庁等が発注する案件において水道事業等、工業用水道事業若しくは下水道事業における高圧かつ巻線型の電動機を有するポンプ場、又はポンプ設備を有する上水道施設、工業用水道施設若しくは下水道施設における高圧かつ巻線型の電動機の運転・維持管理業務を元請として平成 20 年度以降に連続する 3 年間以上担った実績を有すること。P F I 事業等においては民間事業者が設立した特別目的会社に議決権付最大出資した実績も認める。なお、新ポンプ場及び既設浄水場のポンプ設備を対象に本業務を行う構成企業のうち上記 (ア) を満たすいずれか1者が満たせば良いものとする。

イ 個人の要件

- (ア) 次のア) 又はイ) のいずれかの資格を保有し、かつ水道事業等又は工業用水道事業における公称施設能力日量 10,000 m³以上の能力を有する浄水場の運転・維持管理の実務経験 3 年以上の者を、上記企業の要件の (ア) 及び (イ) の参加資格を満たす構成企業と 3 か月以上の雇用関係を有する総括責任者として 1 名以上専任 (ただし、ポンプ設備の責任者との兼務は認める。) で配置できること。
 - ア) 上下水道部門 (選択科目を「上水道及び工業用水道」とする。) 又は総合技術監理部門 (選択科目を「上下水道－上水道及び工業用水道」とする。) の技術士資格を有する者であること。
 - イ) 水道浄水施設管理技士 1 級若しくは 2 級資格者であること。
- (イ) 水道事業等、工業用水道事業若しくは下水道事業における高圧かつ巻線型の電動機を有するポンプ場、又はポンプ設備を有する上水道施設、工業用水道施設若しくは下水道施設における高圧かつ巻線型の電動機の運転・維持管理の実務経験 3 年以上の者を、上記企業の要件の (ア) 及び (ウ) の参加資格を満たす構成企業と 3 か月以上の雇用関係を有するポンプ設備の責任者として 1 名以上配置できること。

④ 運転・維持管理業務のうち長期更新計画策定を行う者の要件

ア 企業の要件

- (ア) 静岡県の建設関連業務委託に係る入札参加資格名簿において、「土木関係建設コンサルタント（上水道及び工業用水、下水道）」及び「建築関係建設コンサルタント」の入札参加資格を有する者であること。なお、本業務を行う構成企業のうちいずれか1者が満たせば良いものとする。
- (イ) 官公庁等が発注する水道事業等又は工業用水道事業における更新計画策定業務（長寿命化計画、アセットマネジメント計画を含む。）を元請として担った実績があること。実績は平成20年度以降に策定完了したものに限る。本業務を行う構成企業のうち上記企業の要件の（ア）を満たすいずれか1者が満たせば良いものとする。

イ 個人の要件

- (ア) 上記企業の要件の（ア）～（イ）の参加資格要件を満たす構成企業と3か月以上の雇用関係を有し、上下水道部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とする。）又は総合技術監理部門（選択科目を「上下水道－上水道及び工業用水道」とする。）の資格を有する技術士を配置できること。運転・維持管理事業者が技術提案書において長期更新計画策定開始予定日として提案した日から、県による長期更新計画の承認日までを最低限の配置所要期間とする。

(4) 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、参加表明書の提出期限日とする。

なお、参加資格確認基準日の翌日から県による落札者の選定日までの間に、入札参加者が参加資格を満たさなくなったと認められる場合、県はその時点で当該入札参加者を審査の対象としない。

(5) その他

県の入札参加資格について複数の機関（本社・支店等）で認定を受けている場合には認定機関にて参加資格申請を行い、当該機関にて県との契約締結を行うことに留意すること（契約締結事務について、参加資格申請を行った以外の機関への委任は認めない。）

2. 提出書類の取り扱い

(1) 著作権

提出書類の著作権は、原則として入札参加者に帰属する。ただし、県は、入札参加者と

協議の上、広報活動等に必要な範囲において、無償で使用できるものとする。

なお、落札者の提出書類の著作権は、事業契約の締結により県に使用許諾が付与されるものとする。

(2) 特許権等

入札参加者が提出書類において、第三者が有する特許権等の権利を使用したことによって生じる責任は、入札参加者が負うものとする。

(3) その他

提出書類は返却しない。

落札者決定後、落札者とならなかった入札参加者の提出書類について、県は、情報公開が必要な範囲においてその一部を公開する場合がある。

3. 落札者の選定方法

静岡県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年企業局管理規程第7号）第2条、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び静岡県企業局会計規程（昭和42年事業部管理規程9号）第186条の2の規定に基づき、総合評価一般競争入札方式により行う。Ⅱ. 5. (1)に示す「ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）事業者選定委員会」において、落札者決定基準に示す審査基準に基づき、入札参加者から提出された技術提案書を審査し落札者を選定する。

4. 落札者の選定スケジュール

選定に当たっての手順及びスケジュールは、次を予定している。

| 時期 | 内容 |
|-----------|-----------------------------------|
| 令和5年11月中旬 | 新ポンプ場の現地見学・資料閲覧 |
| 令和5年12月中旬 | 特定事業の選定 |
| 令和6年1月中旬 | 入札公告・入札説明書等の公表 |
| 令和6年2月上旬 | 入札説明書等に関する質問又は意見の締切（資格審査関連） |
| 令和6年2月下旬 | 入札説明書等に関する質問又は意見の締切（資格審査関連以外） |
| 令和6年3月上旬 | 入札説明書等に関する質問又は意見に対する回答の公表（資格審査関連） |
| 令和6年3月中旬 | 参加表明書及び参加資格確認書類の受付期限 |
| 令和6年4月上旬 | 入札説明書等に関する質問又は意見に対する回答の公表（資格 |

| 時期 | 内容 |
|--------------------|-------------|
| | 審査関連以外) |
| 令和6年4月上旬 | 参加資格確認結果の通知 |
| 令和6年4月上旬 | 現地調査 |
| 令和6年4月下旬から 5月下旬 | 技術対話の実施 |
| 令和6年6月下旬 | 技術提案書の提出期限 |
| 令和6年8月上旬 | 落札者の選定 |
| 令和6年8月下旬 | 事業契約の締結 |
| 令和6年8月下旬 | 本事業開始 |
| 令和13年3月31日 | 本事業終了 |

5. 審査及び選定手続

(1) ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型） 事業者選定委員会の設置

落札者の決定に当たり、県は、PFI法第11条に準拠して客観的な評価を行うために、以下の有識者等からなる「ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）を設置する。なお、県所属の委員は人事異動等により変更する場合もある。

選定委員会の議事内容は非公開とし、入札参加者が、落札者の決定までに選定委員会の委員に対し、本事業に関連した接触を行った場合は失格とする。

(委員名簿)

| 氏名 | 所属・役職等 |
|-------|--------------------------|
| 中村 俊一 | 東海大学名誉教授 |
| 山口 直也 | 青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授 |
| 樋口 徹 | 東京成徳大学経営学部教授 |
| 木野 雅弘 | 静岡県企業局長 |
| 尾崎 元久 | 静岡県企業局参事 |
| 岩井 宏樹 | 静岡県企業局経営課長 |
| 遠藤 正 | 静岡県企業局東部事務所長 |

(2) 実施方針等に関する手続

① 守秘義務対象資料の配付

守秘義務対象資料の配付を求める者は、守秘義務対象開示資料提供申込書（様式1）を提出すること。ただし、本事業の検討に係るヒアリング調査申込時に秘密保持誓約書を提出した者については、守秘義務対象開示資料提供申込書のうち、守秘義務に関

する誓約書の提出は不要とする。

② 新ポンプ場に関する現地見学・資料閲覧

令和5年11月中旬頃に、守秘義務対象開示資料提供申込書を提出した者を対象に新ポンプ場の現地見学及び資料閲覧会を開催する。詳細は守秘義務対象開示資料提供申込書に記載のメールアドレスに個別に通知する。

③ 実施方針等に関する質問又は意見の受付及び回答の公表

ア 受付期間

令和5年(2023年)10月4日(水)から令和5年(2023年)10月23日(月)午後5時(必着)まで

イ 提出方法

実施方針等に関する質問又は意見がある者は、その内容を簡潔にまとめ、質問・意見書(様式2)にそれぞれ記入し、質問・意見書を添付ファイルとし、電子メールにより送信(送信後には電話で着信を確認)すること。

ウ 提出先

静岡県企業局経営課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

電話番号:054-221-2161 FAX:054-251-5381

E-mail:kigyou_keiei@pref.shizuoka.lg.jp

エ 回答方法

県は、質問・意見及びその回答を令和5年(2023年)11月20日(月)までに以下のURLの県のホームページで公開する(質問・意見は、質問・意見者名を伏せた上で要旨を掲載する予定だが、その内容は基本的に公開されるため、その点を承知した上で質問・意見を行うこと。)

(回答内容を掲載した県のホームページのURL)

<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/suido/kogyoyosui/1040824/1040831/1053488/index.html>

なお、以下「県のホームページ」とある場合は、このURLを指す。

(3) 実施方針等の公表以降における手続

実施方針等の公表以降における手続は、以下のとおりを予定している。

① 実施方針の変更

実施方針等は、(2)の事業者からの質問・意見を踏まえ、特定事業の選定までにその内容を見直し、変更することがある。なお、変更を行った場合には、県のホームページにおいて速やかに公表する。

② 入札説明書等に関する質問受付、回答の公表

入札説明書等については、公表後の一定期間内に質問を受け付け、その要旨及び回答を県のホームページで公表する。

なお、質問の提出及び回答方法については、入札説明書等で示す。

③ 参加表明書の受付

入札参加者は、入札説明書等で定めるところにより参加表明に必要な書類を提出し、事前に県の資格確認を得なければならないものとする。

なお、参加表明書に関する詳細な手続及び様式は、入札説明書等で示す。

④ 現地調査

参加資格確認審査の通過者を対象に、現地調査の機会を設ける。

現地調査は、令和6年4月上旬頃に参加資格確認審査の通過者ごとに最大3日間実施予定であるが、開催日時等の詳細は、参加資格確認結果とともに個別に通知する。

⑤ 技術対話

県は、入札参加者が本事業に係る要求水準等の解釈や技術提案条件についての理解を深めることを目的として、参加資格確認後から技術提案書の提出までの間に、技術対話への参加を希望する参加資格確認審査の通過者との間で技術対話を行う。

技術対話は、令和6年4月下旬から5月下旬にかけて最大3回(第1回:4月下旬、第2回:5月中旬、予備回:5月下旬)実施することを予定しており、実施方法等の詳細については、入札説明書において示す。

⑥ 技術提案書の提出及び審査等

参加資格審査の通過者は、技術提案書を入札説明書等の定めるところにより、県に提出することができる。

なお、県は、技術提案書を提出した者を対象に、選定委員会を通じて提案内容のプレゼンテーション及び技術提案書に対するヒアリングを行う。県は、選定委員会の提案書の評価結果及び入札価格を基に最も評価点の高い者を落札者として決定し、その旨を通知する。

⑦ 落札者を決定しない場合

事業者の募集及び選定に関する一連の手續において、入札参加者がいない、又はいずれの入札参加者も本事業の目的の達成が見込めない等の理由により、県が本事業を実施することが適当でないと判断した場合には、県は、落札者を決定せず、募集手續の執行を中止するとともに、特定事業の選定を取り消すことがある。

この場合、県は、速やかにその旨を県のホームページにおいて公表する。なお、この場合であっても入札参加の準備に要した費用は各入札参加者の負担とする。

⑧ 入札手續の中止等

県は、公正に入札手續を執行できないと認められる場合、あるいは競争性が確保できないと認められる場合には、入札手續の執行を延期又は中止するとともに、特定事業の選定を取り消すことがある。

この場合、県は、速やかにその旨を県のホームページにおいて公表する。なお、この場合であっても入札参加の準備に要した費用は各入札参加者の負担とする。

(4) 落札者決定後の手續

① 特別目的会社の設立等

落札者は、特別目的会社を設立を希望する場合には、事業契約の締結前までに設立しなければならない。

② 事業契約の締結

県と事業者は、基本契約、設計・施工請負契約、長期包括運営委託契約を締結する。

III. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. リスク分担の基本的な考え方

本事業に係るリスクは、「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」との考え方に基づき、事業者が担当する業務に係るリスクについては、県がリスク負担すべき合理的な理由がある事項を除き、事業者が負うものとする。

現時点で想定しているリスクとその概略は、別紙2のリスク分担表のとおりとし、本事業の運転・維持管理業務における特徴的な項目について以下に説明を付す。なお、新ポンプ場等の設計・施工業務におけるリスク分担は、新ポンプ場等の能力及び性能は、全て工事請負事業者の責任設計・施工により確保することを基本としつつ、「静岡県建設工事請負契約約款」に準じるものとする。

なお、個別のリスクにおける具体的な分担内容については以下に記載する内容を基本とし、事業契約に詳細を規定する。

(1) 不可抗力

不可抗力とは、例えば、地震、洪水、地滑りその他の自然災害、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的災害、又は疫病等に係る事象のうち予見可能性又は支配可能性のない事由をいう。

不可抗力の発生に関する責任は官民のいずれにも問うことができないため、リスク分担は以下のとおりを基本とする。

- ・ 県が運転・維持管理事業者に対して一方的に工業用水の供給継続を求めることは合理的とは言えず、不可抗力が発生した場合、県の判断により運転・維持管理事業者の給水義務の免責を認めることとする。
- ・ 不可抗力により発生した被害の復旧に要する費用のうち、本格復旧（施設の修繕、試運転等）に要する費用は（運転・維持管理事業者が付保する保険によりてん補された部分を除き）県が負担する。
- ・ 初動対応（被害状況の確認、安否確認、被害拡大防止措置等）に要する費用については、人件費に限り、一会計年度につき、年間のサービス対価Aに係る人件費の100分の1に至るまでは運転・維持管理事業者に負担を求める。
- ・ 不可抗力発生による運転・維持管理事業者の逸失利益（サービス対価）を含む損失は全て運転・維持管理事業者が負担する。
- ・ 県の逸失利益（工水料金）を含む損失は県が負担する。

(2) 不可抗力に起因しない水量・水質変動

- ① 不可抗力に起因しない原水の水量変動（恒常的な水不足）

契約締結時には想定されていなかった、不可抗力に起因しない新たな水源開発を必要とする原水の恒常的な不足については、運転・維持管理事業者の合理的な努力をもってしても避けることができないため、リスク分担は以下のとおりを基本とする。

- ・ 当該事象が解決されるまでの間は、県の判断により運転・維持管理事業者の給水義務の免責を認める。
- ・ 当該水量不足に対応するための費用は県の負担とする。
- ・ 当該事象による運転・維持管理事業者の逸失利益を含む損失は、県が負担する。ただし、修繕費については、現に要した費用に限り県が負担する。
- ・ 県の逸失利益を含む損失は県が負担する。

② 不可抗力に起因しない原水の水量変動（一時的な水不足）

長期包括委託契約締結時には想定されていなかった、不可抗力に起因しない一時的な水量不足であって、かかる水量不足が運転・維持管理事業者の合理的な努力をもってしても避けることのできない原水の水量変動時のリスク分担は以下のとおりを基本とする。

- ・ 当該事象が解決されるまでの間は、県の判断により運転・維持管理事業者の給水義務の免責を認める。
- ・ 当該水量不足に対応するための費用は県の負担とする。
- ・ 当該事象による運転・維持管理事業者の逸失利益を含む損失は、県が負担する。ただし、修繕費については、現に要した費用に限り県が負担する。
- ・ 県の逸失利益を含む損失は県が負担する。

③ 不可抗力に起因しない恒常的な原水の水質変動

不可抗力に起因せず、水処理方式の変更が必要なほどの恒常的な原水の水質変動については、運転・維持管理事業者による合理的な努力をもってしても避けることができないため、リスク分担は以下のとおりを基本とする。

- ・ 当該事象が解決されるまでの間は、県の判断により運転・維持管理事業者の給水義務の免責を認める。
- ・ 当該水質変動に伴い生じた追加費用は、県が負担する。
- ・ 当該事象による運転・維持管理事業者の逸失利益を含む損失は、県が負担する。ただし、修繕費については、現に要した費用に限り県が負担する。
- ・ 県の逸失利益を含む損失は県が負担する。

④ 不可抗力に起因しない一時的な原水の水質変動（原水供給分）

大雨等による濁度の上昇等の不可抗力に起因しない一時的な原水の水質変動時の原水供給分のリスク分担は以下のとおりを基本とする。

- ・ ユーザー企業への原水供給分については、県の判断により運転・維持管理事業者の原水による給水義務の免責を認める。ただし、原水と合わせて浄水を受水しているユーザー企業に対しては浄水による供給を継続する（下記⑤の表を参照）。
- ・ 当該水質変動により生じた追加費用は県が負担する。
- ・ 当該事象による運転・維持管理事業者の逸失利益を含む損失は、県が負担する。ただし、修繕費については、現に要した費用に限り県が負担する。
- ・ 県の逸失利益を含む損失は県が負担する。

⑤ 不可抗力に起因しない一時的な原水の水質変動（浄水供給分）

大雨等による濁度や蒲原取水場下流の海水遡上に起因する塩分濃度の上昇等の不可抗力に起因しない一時的な原水の水質変動時の浄水供給分のリスク分担は以下を基本とする。

- ・ ユーザー企業への浄水供給分については、かかる浄水水質の担保が運転・維持管理事業者の合理的な努力をもってしても達成することのできない場合を除き、運転・維持管理事業者の給水義務の免責を認めない（下表を参照）。
- ・ 当該水質変動に生じた追加費用は、県にて調達する薬品費・動力費を除き、運転・維持管理事業者が負担する。
- ・ 当該事象による運転・維持管理事業者の逸失利益を含む損失を県は負担しない。
- ・ 県の逸失利益を含む損失は、かかる浄水水質の担保が運転・維持管理事業者の合理的な努力をもってしても達成することのできない場合を除き、運転・維持管理事業者が負担する。

表：不可抗力に起因しない一時的な原水の水質変動時の給水義務の免責有無

| 地区 | 受水形態 | 不可抗力に起因しない一時的な原水の水質変動時の給水義務 |
|-------|---------|---|
| 岳南地区 | 原水・浄水双方 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 原水供給義務は免責される。 ・ 浄水供給義務は免責されない。 |
| | 原水のみ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 原水供給義務は免責される。 |
| | 浄水のみ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 浄水供給義務は免責されない。 |
| 静岡庵地区 | 浄水のみ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 浄水供給義務は免責されない。 |

(3) 不可抗力に起因しない浄水発生土の量及び質の変化

① 不可抗力に起因しない恒常的な浄水発生土の量及び質の変化

不可抗力に起因しない、水処理方式又は汚泥処理方式の変更を必要とする原水の水量又は水質の変化による恒常的な浄水発生土の量及び質の変化については、運転・維持管理事業者による合理的な努力をもってしても避けることができないため、リスク分担は以下のとおりを基本とする。

- ・ 県の逸失利益を含む損失は、実施方針公表時において、別途県が募集している「ふじさん工業用水道に係る浄水発生土有効利用事業」において今後整備予定の有効利用土の製造施設で製造される有効利用土の販売収入を含め県が負担する。
- ・ 当該事象に対応するための費用は県の負担とする。この費用には、要求水準を逸脱した浄水発生土の質によって有効利用土の製造に係る費用が増加した場合の追加費用等も含まれる。

② 不可抗力に起因しない一時的な浄水発生土の量及び質の変化

不可抗力に起因しない、一時的な浄水発生土の量及び質の変化が生じた場合であって、かかる浄水発生土の量及び質が運転・維持管理事業者の合理的な努力をもってしても避けることのできる場合におけるリスク分担は以下のとおりを基本とする。

- ・ 県の逸失利益を含む損失は、別途県が募集している「ふじさん工業用水道に係る浄水発生土有効利用事業」において今後整備予定の有効利用土の製造施設で製造される有効利用土の販売収入を含め運転・維持管理事業者が負担する。
- ・ 当該事象に対応するための費用は、運転・維持管理事業者の負担とする。この費用には、要求水準を逸脱した浄水発生土の質によって有効利用土の製造に係る費用が増加した場合の追加費用等も含まれる。

(4) 法令・税制改正等

工業用水道事業法をはじめとする工業用水道事業及び本事業等に直接関係する税制・法令・通知等の改正により、運転・維持管理事業者に追加費用が発生した場合において、運転・維持管理事業者により追加費用発生の防止手段を講じることが合理的に期待できなかったと県が認める場合のリスク分担は以下のとおりを基本とする。

- ・ 県が発生した追加費用を負担する。
- ・ ただし、広く一般に適用される税制・法令・通知等の改正については、消費税増税分を除き、県はその追加費用を負担しない（例えば、法人税増税による運転・維持管理

事業者の損失は運転・維持管理事業者が負担する。)

(5) 上流施設等に係る他の所有者又は管理者の行為

上流施設等に係る他の所有者又は管理者の行為（例えば、日本軽金属株式会社及び中部電力株式会社所有の放水路の断水等）による、運転・維持管理事業者の業務遂行が困難時のリスク分担は以下のとおりを基本とする。

- ・ 県の判断の下で運転・維持管理事業者の給水義務の免責を認めた上で、当該事態から復旧する（ただし、運転・維持管理事業者の事業範囲に含まない上流施設の復旧は含まない。）ために運転・維持管理事業者に発生した追加費用を県が負担する。
- ・ 運転・維持管理事業者の逸失利益（サービス対価）を含む損失は県が負担する。
- ・ 県の逸失利益は県が負担する。

(6) 施設の瑕疵

① 事業開始時の既存施設の瑕疵

本事業開始から2年の間に、本事業対象施設において、瑕疵（本事業開始日時点で、当該施設において法令上又は要求水準上求められる基準を満たさないこととなる物理的な瑕疵であって、運転・維持管理事業者が落札者選定過程での現地調査や県の開示資料（県が把握している既存施設の瑕疵が仮に存在する場合には技術対話での開示を想定）等を通じて運転・維持管理事業者が知り得た情報から合理的に予測することのできないものに限る。）が発見された場合のリスク分担は以下のとおりを基本とする。

- ・ 運転・維持管理事業者は県と協議することができるものとし、原則として当該瑕疵（運転・維持管理事業者が運転・維持管理業務の履行に必要なものに限る。）に起因する増加費用は県が負担する。
 - 具体的には、運転・維持管理事業者は、当該瑕疵に対する修補を行い、県に対して、相当の期間を定めて、運転・維持管理事業者による当該瑕疵の修補に要する金額を請求する。

② 事業終了時の施設の瑕疵

本事業終了後2年以内に、県が事前に発見の困難であった物理的な瑕疵及び事業期間中の維持管理に関連して整備された情報に瑕疵が発見された場合のリスク分担は以下のとおりを基本とする。

- ・ 県は運転・維持管理事業者と協議できるものとし、原則として当該瑕疵に起因する増加費用は運転・維持管理事業者が負担するものとする。ただし、運転・維持管理事業者の責に帰すべき瑕疵に限り、経年劣化は除く。
- ・ ただし、本事業終了後2年以内に法定耐用年数を迎える設備については、法定耐用年数を迎えるまでの間、運転・維持管理事業者は前述の負担を行う。

(7) 情報の瑕疵（情報と現況の不一致等）

本事業開始後、県が入札説明書等において運転・維持管理事業者に開示した情報の瑕疵（情報と現況の不一致等）が発見された場合のリスク分担は以下のとおりを基本とする。

- ・ 県が入札説明書等において運転・維持管理事業者に開示した情報の瑕疵（情報と現況の不一致等）に起因して増加費用又は損害が発生した場合、事業開始から1年以内に運転・維持管理事業者から県に対して通知があった情報の瑕疵に限り、原則として当該情報の瑕疵に起因する増加費用又は損害は県が負担する。

(8) 知的財産権

① 事業に導入された知的財産権の対象となっている技術等（著作権を除く）の事業終了後の利用

効率的な業務の遂行等を目的として、運転・維持管理事業者が自ら又は第三者が本事業の対象となっている設備・機器等に関連して知的財産権を保有する技術を本事業に導入した場合、事業終了後の当該技術の取り扱いについては以下のとおりを基本とする。

- ・ 当該技術が運転・維持管理事業者の技術である場合には、事業終了後も県又は次期運転・維持管理事業者が事業期間中と同水準で業務を遂行できるように、県又は次期運転・維持管理事業者が事業運営の範囲内で当該技術を継続利用できることとする。当該技術の使用料の支払いについては、当該技術導入時に運転・維持管理事業者と協議の上、決定する。
- ・ 当該技術が第三者の技術である場合には、事業終了後も県又は次期運転・維持管理事業者が事業期間中と同水準で業務を遂行できるように、県又は次期運転・維持管理事業者が事業運営の範囲内で当該技術を継続利用できるよう最大限努力する。当該技術の使用料の支払いについては、当該技術導入時に当該第三者と協議の上、決定する。

② 事業期間中に作成・提出する長期更新計画等の成果物の著作権

事業期間中において、事業者が作成し、県に提出する成果物（運転・維持管理事業

者が契約に基づき県に提出した一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。)の著作権の取り扱いについては以下のとおりを基本とする。

- ・ 成果物が著作権法に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る運転・維持管理事業者の著作権を、当該著作物の引渡し時に、県に無償で譲渡する。
- ・ 県は、運転・維持管理事業者が作成した長期更新計画（素案を含む。）等が著作物に該当するとしなにかかわらず、また、県の承認前後にかかわらず、運転・維持管理事業者の承諾なく自由に公表することができる（県が次期事業の民間事業者の選定のために公告を行う場合も含む。）。
- ・ 運転・維持管理事業者は、成果物が著作物に該当する場合において、県が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、県は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を運転・維持管理事業者の承諾なく自由に改変することができる。

(9) 施設・設備の損傷

事業期間中において、施設・設備の一部に不具合が発生した場合のリスク分担の詳細は要求水準書に定めるとおりとする。

(10) 第三者賠償

第三者賠償に係るリスク分担は以下のとおりを基本とする。

- ① 要求水準に従って業務を履行しても通常避けることのできない第三者損害
 - ・ 騒音、悪臭、振動、電波障害等、これらに起因する住民の反対運動、訴訟等により、要求水準に従って業務を履行しても通常避けることのできない第三者損害の費用は県が負担する。
 - ・ このような事象が発生した場合、当該事象が解決されるまでの間は、県の判断により、運転・維持管理事業者の給水責任が免責される。
 - ・ 当該事象による運転・維持管理事業者の逸失利益（サービス対価）を含む損失は県が負担する。
 - ・ 県の逸失利益を含む損失は県が負担する。
- ② 県の責に帰すべき事由により生じた第三者損害
 - ・ 県の責に帰すべき事由により生じた第三者損害の費用は県が負担する。
 - ・ 県の重大な義務違反の場合には運転・維持管理事業者が契約解除権を持つ。

③ 運転・維持管理事業者の責に帰すべき事由により生じた第三者損害

- ・ 工業用水道の供給義務に違反した場合等、運転・維持管理事業者の責に帰すべき事由により生じた第三者損害の費用は運転・維持管理事業者が負担することを原則とする。ただし、当該第三者が、工業用水道事業のユーザー企業である場合には、その操業に支障を来たした場合の損害額が相当高額になることもあり得ることから、運転・維持管理事業者の責に帰すべき事由がある場合、又は、運転・維持管理事業者が整備した施設・設備を除き、運転・維持管理事業者が維持管理のみを行う施設・設備を含む施設・設備系の損傷・瑕疵に起因する第三者賠償については県が負担する（なお、静岡県工業用水道及び水道給水規程（下記参照）では、「給水の制限又は停止により生じた損害に対しては、県は、その責を負わない」と規定されている）。

（給水の原則）

第14条 天災事変その他不可抗力による場合又は工業用水道施設又は水道施設の維持管理上やむを得ない場合を除くほか、給水を制限し、又は停止することはない。

- 2 管理者は、給水を制限し、又は停止しようとするときは、緊急の場合を除くほか、あらかじめその日時及び区域並びにその理由を使用者に通知するものとする。
- 3 給水の制限又は停止により生じた損害に対しては、県は、その責を負わない。

- ・ 運転・維持管理事業者の義務違反により事業の目的を達することができないときに県は契約解除権を持つ。

(11) 物価変動

事業期間内において、物価変動時のリスク分担は以下のとおりを基本とする。詳細については事業契約にて記述する。

- ・ 一定の範囲内の物価変動リスクは運転・維持管理事業者が負担する。
- ・ ただし、著しい物価の変動が生じた場合については、客観的な指標を用いて、サービス対価を見直す（増減ともに対象）。

2. 工事請負事業者の責任の履行確保に関する事項

工事・請負事業者は、要求水準書及び設計・施工請負契約に定められた業務を適正かつ確実に履行すること。なお、県及び別途県が指定した者が発注者としての工事監理を行う。設計及び工事の検査は県が行う（法令に基づく検査は除く。）。

3. 運転・維持管理事業者の責任の履行確保に関する事項

運転・維持管理事業者は、要求水準書及び長期包括運営委託契約に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを自ら確認すること（セルフモニタリング）。具体的には入札説明書等の公表時に、モニタリング基本計画書で示す。

セルフモニタリングでは、県に対する定期的（週次、四半期）及び随時の報告のほか、必要に応じて県の実地調査等に対応するものとする。

県は、運転・維持管理事業者によるセルフモニタリングの結果を確認する。要求水準が達成されていないことが判明した場合、又は達成されない恐れがあると県が合理的に判断した場合、県は、運転・維持管理事業者に対して改善措置を求めるものとする。

(1) 運転・維持管理事業者によるセルフモニタリング

運転・維持管理事業者は、本事業の実施に関し、要求水準書に定める基準に基づく業務の遂行状況についてセルフモニタリングを行い、その結果を適切に保存するものとする。

運転・維持管理事業者は、セルフモニタリングの結果について、県の求めに応じて随時、報告書を作成して提出するものとする。

その他、セルフモニタリングの詳細については、入札説明書等において示す。

(2) 県によるモニタリング

県は、運転・維持管理事業者が事業契約に定められた業務を確実に遂行し要求水準を充足する運転・維持管理業務を行っているか確認するために業務の監視・確認を行う。

モニタリングの結果、運転・維持管理業務の成果が要求水準書及び長期包括運営委託契約に定めた条件に適合しないと判断される場合には、県は業務内容に対する改善指示等を行うことができるものとし、運転・維持管理事業者は必要な改善措置を講じるものとする。

その他、要求水準未達の場合の措置等については、入札説明書等において示す。

(3) 要求水準違反違約金

県は、運転・維持管理事業者による本事業の実施において、要求水準を充足していないと判断される事象が発生した場合、モニタリング基本計画書の規定に従い、運転・維持管理事業者に対してサービス対価を減額できるものとする。その詳細は入札説明書等において示す。

4. 特別目的会社に関する取り扱い

特別目的会社を設立する場合、特別目的会社は、議決権付株式を発行することができる。なお、議決権付株式に係る新株予約権は議決権付株式とみなす。

特別目的会社は、議決権付株式を発行する場合、事前に県の承認を得るものとする。また、議決権付株式を保有する者（以下「議決権付株主」という。）は、新ポンプ場及び既設浄水場等の運転・維持管理業務、長期更新計画策定を行う企業に限り、自ら保有する議決権付株式を、他の議決権付株主に対して処分を行おうとするときは、事前に県の承認を得るものとする。

IV. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 立地に関する事項

要求水準書（案）のとおりとする。

2. 規模及び配置に関する事項

要求水準書（案）のとおりとする。

V. 契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1. 疑義が生じた場合の措置

事業契約に規定のない事項について定める必要が生じた場合、又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合には、その都度、県と事業者は誠意をもって協議し、これを定めるものとする。

協議の方法等については、事業契約において定める。

2. 準拠法及び管轄裁判所の指定

事業契約は日本国の法令に従い解釈されるものとし、事業契約に関連して発生した全ての紛争については、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

VI. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに事業契約の定めにより、次の措置をとるものとする。ただし、いずれの場合においても、事業者は、事業契約の定めるところにより、県又は県の指定する第三者に対する引継ぎが完了するまでの間、自らの責任で本事業を継続するものとする。

なお、本事業は、新ポンプ場等の設計・施工業務及び本事業対象施設全ての運転・維持管理業務を一体で行うものであり、一部の施設を対象とした部分解除を行うことは考えていない。

1. 事業者帰責による解除

(1) 事業者帰責事由

- 事業者が事業契約上の義務に違反する等事業契約に定める一定の事由が生じたときは、県は当該事由に応じ、催告をして一定の治癒期間を設けた上で、事業契約を解除することができる。
- 事業者の倒産、財務状況の著しい悪化、その他事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難と合理的に判断される場合は、県は事業契約を解除することができる。

(2) 解除措置

- 事業者は、県に対し、事業契約に定める損害賠償と契約解除違約金を支払う。また、県の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は、事業者の支払額からこれを控除する。

2. 県帰責による解除

(1) 県帰責事由

① 県の任意解除

公益上やむを得ない必要が生じたときは、事業者に対し、6か月以上前に通知することにより事業契約を解除することができる。

② 県の債務不履行

事業者は、県の責めに帰すべき事由により、一定期間、県が事業契約上の重大な義務（工事請負代金額やサービス対価の見直し等のリスク負担に関する事項を含む。）を履行しない場合、又は、事業契約の履行が不能となった場合は、事業契約を解除することができる。

③ 所有権の消滅

県の責めに帰すべき事由により、県が本事業対象施設の全ての所有権又は管理権を有しなくなったとき（要求水準書において本事業対象施設と規定されている一部土地改良区の専有・専用施設を除く。）は、当該事業について事業契約は当然に解除されるものとする。

(2) 解除措置

- 県の任意解除の場合、県は事業者に対し、当該解除による事業者の損失相当額を支払う。また、事業者の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は、県の支払額からこれを控除する。
- 県の債務不履行による解除の場合、県は事業者に対し、当該解除による事業者の損失相当額を支払う。
- 所有権の消滅による解除の場合、県は事業者に対し、当該解除による事業者の損失相当額を支払う。また、事業者の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は、県の支払額からこれを控除する。

3. 不可抗力の場合

(1) 解除又は終了事由

- III. 1. (1)に定義される不可抗力の事象が発生した場合において、県と事業者間の復旧対応に関する協議が成立しない等事業継続困難と判断したときや、契約履行のために多大な費用を要するときは、県又は事業者は事業契約を解除することができる。

(2) 解除又は終了措置

- 事業者は県の損失補償は行わないものとし、また、県は、事業者の損失補償や収入補償は行わないものとする。

4. 反対運動及び訴訟等の場合

(1) 解除又は終了事由

- 本事業の実施事実起因する近隣住民等からの反対運動、訴訟等により事業実施が困難になった場合において、事業継続困難と判断したとき、又は契約履行のため多大な費用を要するときは、県又は事業者は事業契約を解除することができる。

(2) 解除又は終了措置

- 事業者は県の損失補償は行わないものとし、また、県は、事業者の損失補償や収入補償は行わないものとする。

5. 不可抗力に起因しない水量の変動

(1) 解除又は終了事由

- 事業契約締結時には想定されていなかった、不可抗力に起因しない新たな水源開発を必要とする原水の恒常的な不足により、事業継続困難と判断したとき、又は契約履行のため多大な費用を要するときは、県及び事業者は事業契約を解除することができる。

(2) 解除又は終了措置

- 事業者は県の損失補償は行わないものとし、また、県は、事業者の損失補償や収入補償は行わないものとする。

6. 不可抗力に起因しない水質の変動

(1) 解除又は終了事由

- 不可抗力に起因せず、水処理方式の変更が必要なほどの原水水質の恒常的な変化により、事業継続困難と判断したとき、又は契約履行のため多大な費用を要するときは、県又は事業者は事業契約を解除することができる。

(2) 解除又は終了措置

- 事業者は県の損失補償は行わないものとし、また、県は、事業者の損失補償や収入補償は行わないものとする。

7. 不可抗力に起因しない浄水発生土の量及び質の変化

(1) 解除又は終了事由

- 不可抗力を起因とせず、水処理方式又は汚泥処理方式の変更が必要なほどの原水の量・質の変化による浄水発生土の量・質の恒常的な変化に伴う有効利用土の製造費用及び浄水発生土の処分費用等の増加により、事業継続困難と判断したとき、又は契約履行のため多大な費用を要するときは、県又は事業者は事業契約を解除することができる。

(2) 解除又は終了措置

- 事業者は県の損失補償は行わないものとし、また、県は、事業者の損失補償や収入補償は行わないものとする。

VII. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、業務遂行に重大な影響を及ぼす新たな法令上の義務、又は税制上の負担が生じる場合、事業契約の定めにより、県と事業者で協議を行うものとする。

2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、県はこれらの支援を事業者が受けることができるように可能な範囲で協力する。

3. その他の協力に関する事項

県は、事業者が本事業を実施するに当たり必要な許認可等について、必要に応じて事業者に協力するものとする。

VIII. その他特定事業の実施に関し必要な事項

1. 使用言語、通貨

使用する言語は日本語、通貨は円に限る。

2. 入札参加に伴う費用の負担

本事業の入札参加に伴う費用は、いかなる場合であっても、入札参加者の負担とする。

3. 情報提供

本事業に関する情報提供は、県のホームページを通じて適宜行う。

別紙1 本事業対象施設等

1. 設計・施工業務の対象施設

(1) 新ポンプ場

- ① 原水槽
- ② ポンプ棟
- ③ 場内配管、場外配管
- ④ 機械設備（導水ポンプ、流入流量調整弁等）
- ⑤ 電気設備（受変電設備、自家発電設備、特殊電源設備等）
- ⑥ 雨水調整池
- ⑦ 水路（切り回し）
- ⑧ その他（門柵塀、場内舗装、雨水排水、給排水設備等）
- ⑨ 太陽光発電設備

(2) 既設導水管を接続する連絡管

- ① 既設導水管（滝戸線）と既設岳南導水管との連絡管
- ② 富士川浄水場内の連絡管

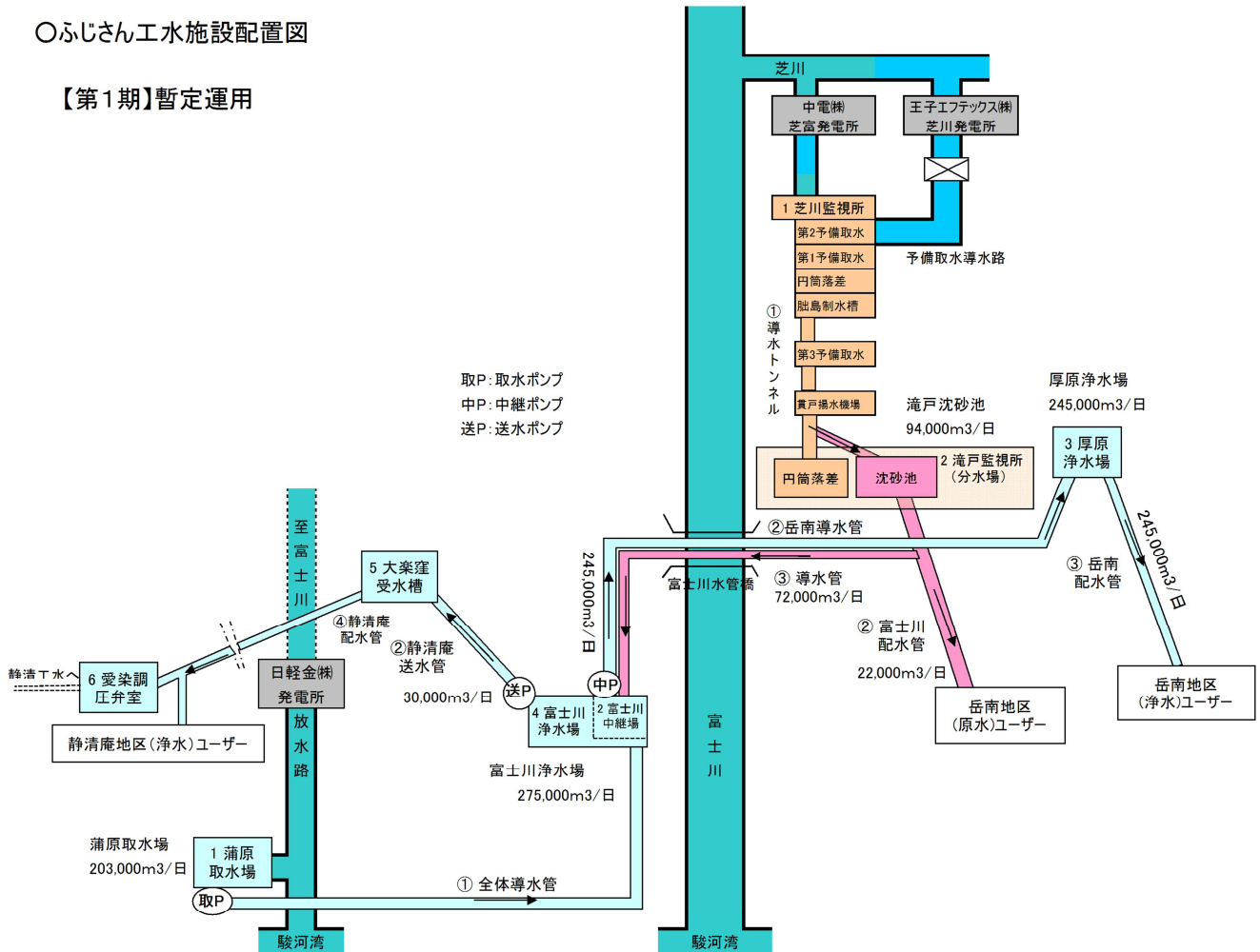
2. 運転・維持管理業務の対象施設

【第1期：令和7年4月1日から新ポンプ場の運用開始予定日前日の令和11年3月31日】

図：施設配置フロー図（第1期）

○ふじさん工水施設配置図

【第1期】暫定運用



表：運転・維持管理業務の対象施設（第1期）

| 施設 | 所有者 | 管理者 | 運転・維持管理対象 |
|--------------------------|---------------------------|----------|-----------|
| 0 芝富発電所 | 中部電力 | 中部電力 | - |
| 0 芝川発電所 | 王子エフテックス | 王子エフテックス | - |
| ①導水路 | 中部電力 | 中部電力 | - |
| 1 芝川監視所 | 静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課） | 静岡県企業局 | ○ |
| 第2予備取水 | 静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課） | 静岡県企業局 | - |
| 第1予備取水 | 静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課） | 静岡県企業局 | ○ |
| 円筒落差 | 静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課） | 静岡県企業局 | ○ |
| 舩島制水槽 | 静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課） | 静岡県企業局 | ○ |
| 導水トンネル | 静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課） | 静岡県企業局 | - |
| 第3予備取水 | 静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課） | 静岡県企業局 | ○ |
| 貫戸揚水機場 | 静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課） | 静岡県企業局 | ○ |
| 2 滝戸監視所（分水場） | 静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課） | 静岡県企業局 | ○ |
| 円筒落差 | 静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課） | 静岡県企業局 | - |
| 沈砂池 | 静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課） | 静岡県企業局 | ○ |
| ③導水管 → 富士川浄水場（中継ポンプ場） | 静岡県企業局 | 静岡県企業局 | - |
| ②配水管 | 静岡県企業局 | 静岡県企業局 | - |
| 岳南地区（原水）ユーザー | | | |
| 水管橋（各所） | 静岡県企業局 | 静岡県企業局 | - |
| 流量計 | 静岡県企業局 | 静岡県企業局 | ○ |
| 管路電気防食設備 | 静岡県企業局 | 静岡県企業局 | ○ |

※静岡県富士川用水共用施設運営管理協定書に基づく施設の取り扱い

| 名称 | 所有者 | 管理者 | 運転・維持管理対象 |
|-----------------|---------------------------|--------|-----------|
| 【共用施設】 | | | |
| 第2予備取水施設 | 静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課） | 静岡県企業局 | ○ |
| 第1予備取水施設 | 静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課） | 静岡県企業局 | ○ |
| 制水槽施設 | 静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課） | 静岡県企業局 | ○ |
| 水路施設 | 静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課） | 静岡県企業局 | — |
| サイフォン施設 | 静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課） | 静岡県企業局 | — |
| 円筒落差施設 | 静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課） | 静岡県企業局 | — |
| 放水路施設 | 静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課） | 静岡県企業局 | ○ |
| 第3予備取水施設 | 静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課） | 静岡県企業局 | — |
| 監視所施設 | | | |
| 芝川監視所 | 静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課） | 静岡県企業局 | ○ |
| 滝戸監視所 | 静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課） | 静岡県企業局 | ○ |
| 貫戸揚水機施設 | 静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課） | 静岡県企業局 | ○ |
| 【土地改良施設】 | | | |
| 上中下堀分水施設 | 富士山南麓土地改良区（富士市農政課） | 静岡県企業局 | ○ 操作のみ |
| 中堀分水施設 | 富士山南麓土地改良区（富士市農政課） | 静岡県企業局 | ○ 操作のみ |
| 下堀分水施設 | 富士山南麓土地改良区（富士市農政課） | 静岡県企業局 | ○ 操作のみ |
| 下堀連絡用水路施設 | 富士山南麓土地改良区（富士市農政課） | 静岡県企業局 | — |

| 施設 | 所有者 | 管理者 | 運転・維持 管理対象 |
|-----------------|--------|--------|---------------|
| 0 日軽金発電所 | 日本軽金属 | 日本軽金属 | - |
| 0 取水口 | 静岡県企業局 | 静岡県企業局 | ○ |
| 1 蒲原取水場 | 静岡県企業局 | 静岡県企業局 | ○ |
| 取水ポンプ | 静岡県企業局 | 静岡県企業局 | ○ |
| ①導水管 | 静岡県企業局 | 静岡県企業局 | - |
| 4 富士川浄水場 | 静岡県企業局 | 静岡県企業局 | ○ |
| 送水ポンプ | 静岡県企業局 | 静岡県企業局 | ○ |
| 2 富士川中継場 | 静岡県企業局 | 静岡県企業局 | ○ |
| 中継ポンプ | 静岡県企業局 | 静岡県企業局 | ○ |
| → 厚原浄水場 ②導水管 | 静岡県企業局 | 静岡県企業局 | - |
| ③送水管 | 静岡県企業局 | 静岡県企業局 | - |
| 5 大楽窪受水槽 | 静岡県企業局 | 静岡県企業局 | ○ |
| ④配水管 | 静岡県企業局 | 静岡県企業局 | - |
| 静岡庵地区（浄水）ユーザー | | | |
| 6 愛染調圧弁室 | 静岡県企業局 | 静岡県企業局 | ○ |
| 静岡庵地区（浄水）ユーザー | | | |
| 3 厚原浄水場 | 静岡県企業局 | 静岡県企業局 | ○ |
| ③配水管 | 静岡県企業局 | 静岡県企業局 | - |
| 岳南地区（浄水）ユーザー | | | |
| 水管橋（各所） | 静岡県企業局 | 静岡県企業局 | - |
| 流量計 | 静岡県企業局 | 静岡県企業局 | ○ |
| 管路電気防食設備 | 静岡県企業局 | 静岡県企業局 | ○ |

表：施設の所在地

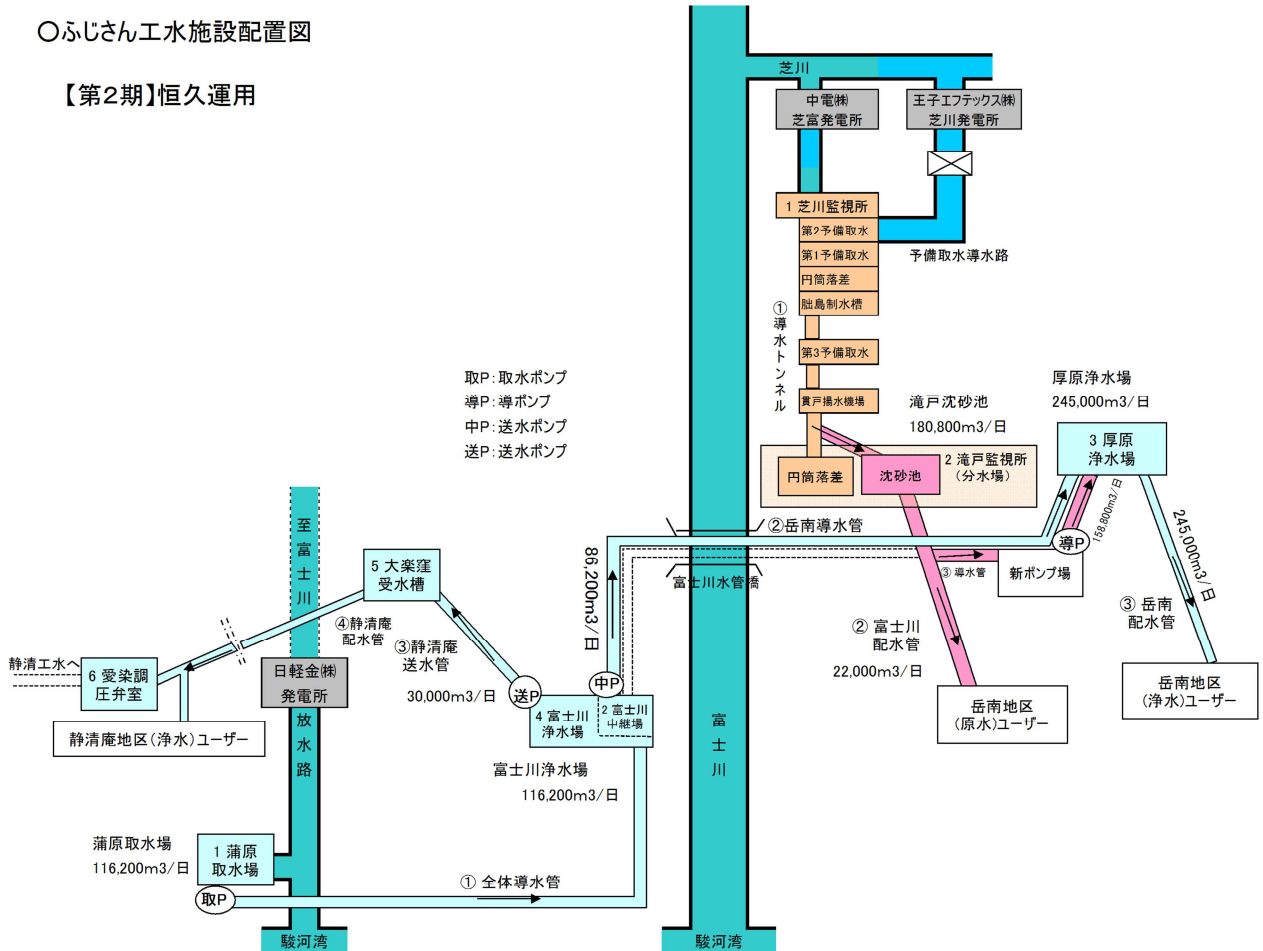
| 施設名称 | 所在地 | 備考 |
|-----------------|---------------------------------|---|
| 芝川監視所 | 〒419-0316 富士宮市羽鮒 1402-1 | |
| 貫戸揚水機場 | 〒419-0901 富士市岩本字一ツ沢 1668 | |
| 滝戸監視所（分水場） | 〒416-0901 富士市岩本 489 | |
| 蒲原取水場 | 〒421-3203 静岡市清水区蒲原中之 郷 632-1 | |
| 富士川浄水場 （中継場） | 〒421-3306 富士市中之郷 2100 | 浄水方式：沈砂＋凝集＋沈殿 排水方式：天日乾燥床方式給 水能力：117,500m ³ /日 （静岡庵地区） |
| 厚原浄水場 | 〒419-0201 富士市厚原 1111 | 浄水方式：沈砂＋凝集＋沈殿 排水方式：機械脱水方式 給水能力：675,600m ³ /日 |
| 大楽窪受水槽 | 〒421-3306 富士市中之郷地内 | 構造：R C 有効容量：7,000m ³ |
| 愛染調圧弁室 | 〒424-0037 静岡市清水区袖師町 地内 | |

【第2期：新ポンプ場の運用開始予定日である令和11年4月1日から令和13年3月31日】

図：施設配置フロー図（第2期）

○ふじさん工水施設配置図

【第2期】恒久運用



表：運転・維持管理業務の対象施設（第2期）

| 施設 | 所有者 | 管理者 | 運転・維持管理対象 |
|--------------------------|---------------------------|----------|-----------|
| 0 芝富発電所 | 中部電力 | 中部電力 | - |
| 0 芝川発電所 | 王子エフテックス | 王子エフテックス | - |
| ①導水路 | 中部電力 | 中部電力 | - |
| 1 芝川監視所 | 静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課） | 静岡県企業局 | ○ |
| 第2予備取水 | 静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課） | 静岡県企業局 | - |
| 第1予備取水 | 静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課） | 静岡県企業局 | ○ |
| 円筒落差 | 静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課） | 静岡県企業局 | ○ |
| 舩島制水槽 | 静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課） | 静岡県企業局 | ○ |
| 導水トンネル | 静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課） | 静岡県企業局 | - |
| 第3予備取水 | 静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課） | 静岡県企業局 | ○ |
| 貫戸揚水機場 | 静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課） | 静岡県企業局 | ○ |
| 2 滝戸監視所（分水場） | 静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課） | 静岡県企業局 | ○ |
| 円筒落差 | 静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課） | 静岡県企業局 | - |
| 沈砂池 | 静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課） | 静岡県企業局 | ○ |
| ③導水管 → 富士川浄水場（中継ポンプ場） | 静岡県企業局 | 静岡県企業局 | - |
| ②配水管 | 静岡県企業局 | 静岡県企業局 | - |
| 岳南地区（原水）ユーザー | | | |
| 水管橋（各所） | 静岡県企業局 | 静岡県企業局 | - |
| 流量計 | 静岡県企業局 | 静岡県企業局 | ○ |
| 管路電気防食設備 | 静岡県企業局 | 静岡県企業局 | ○ |

※静岡県富士川用水共用施設運営管理協定書に基づく施設の取り扱い

| 名称 | 所有者 | 管理者 | 運転・維持管理対象 |
|-----------------|---------------------------|--------|-----------|
| 【共用施設】 | | | |
| 第2予備取水施設 | 静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課） | 静岡県企業局 | ○ |
| 第1予備取水施設 | 静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課） | 静岡県企業局 | ○ |
| 制水槽施設 | 静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課） | 静岡県企業局 | ○ |
| 水路施設 | 静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課） | 静岡県企業局 | — |
| サイフォン施設 | 静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課） | 静岡県企業局 | — |
| 円筒落差施設 | 静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課） | 静岡県企業局 | — |
| 放水路施設 | 静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課） | 静岡県企業局 | ○ |
| 第3予備取水施設 | 静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課） | 静岡県企業局 | — |
| 監視所施設 | | | |
| 芝川監視所 | 静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課） | 静岡県企業局 | ○ |
| 滝戸監視所 | 静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課） | 静岡県企業局 | ○ |
| 貫戸揚水機施設 | 静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課） | 静岡県企業局 | ○ |
| 【土地改良施設】 | | | |
| 上中下堀分水施設 | 富士山南麓土地改良区（富士市農政課） | 静岡県企業局 | ○ 操作のみ |
| 中堀分水施設 | 富士山南麓土地改良区（富士市農政課） | 静岡県企業局 | ○ 操作のみ |
| 下堀分水施設 | 富士山南麓土地改良区（富士市農政課） | 静岡県企業局 | ○ 操作のみ |
| 下堀連絡用水路施設 | 富士山南麓土地改良区（富士市農政課） | 静岡県企業局 | — |

| 施設 | 所有者 | 管理者 | 運転・維持 管理対象 |
|-----------------|--------|--------|---------------|
| 0 日軽金発電所 | 日本軽金属 | 日本軽金属 | - |
| 0 取水口 | 静岡県企業局 | 静岡県企業局 | ○ |
| 1 蒲原取水場 | 静岡県企業局 | 静岡県企業局 | ○ |
| 取水ポンプ | 静岡県企業局 | 静岡県企業局 | ○ |
| ①導水管 | 静岡県企業局 | 静岡県企業局 | - |
| 4 富士川浄水場 | 静岡県企業局 | 静岡県企業局 | ○ |
| 送水ポンプ | 静岡県企業局 | 静岡県企業局 | ○ |
| 2 富士川中継場 | 静岡県企業局 | 静岡県企業局 | ○ |
| 中継ポンプ | 静岡県企業局 | 静岡県企業局 | ○ |
| → 厚原浄水場 ②導水管 | 静岡県企業局 | 静岡県企業局 | - |
| ③送水管 | 静岡県企業局 | 静岡県企業局 | - |
| 5 大楽窪受水槽 | 静岡県企業局 | 静岡県企業局 | ○ |
| ④配水管 | 静岡県企業局 | 静岡県企業局 | - |
| 静岡庵地区（浄水）ユーザー | | | |
| 6 愛染調圧弁室 | 静岡県企業局 | 静岡県企業局 | ○ |
| 静岡庵地区（浄水）ユーザー | | | |
| 3 厚原浄水場 | 静岡県企業局 | 静岡県企業局 | ○ |
| ③配水管 | 静岡県企業局 | 静岡県企業局 | - |
| 岳南地区（浄水）ユーザー | | | |
| 水管橋（各所） | 静岡県企業局 | 静岡県企業局 | - |
| 流量計 | 静岡県企業局 | 静岡県企業局 | ○ |
| 管路電気防食設備 | 静岡県企業局 | 静岡県企業局 | ○ |

表：施設の所在地

| 施設名称 | 所在地 | 備考 |
|-----------------|---------------------------------|---|
| 芝川監視所 | 〒419-0316 富士宮市羽鮒 1402-1 | |
| 貫戸揚水機場 | 〒419-0901 富士市岩本字一ツ沢 1668 | |
| 滝戸監視所（分水場） | 〒416-0901 富士市岩本 489 | |
| 蒲原取水場 | 〒421-3203 静岡市清水区蒲原中之 郷 632-1 | |
| 富士川浄水場 （中継場） | 〒421-3306 富士市中之郷 2100 | 浄水方式：沈砂＋凝集＋沈殿 排水方式：天日乾燥床方式給 水能力：117,500m ³ /日 （静岡庵地区） |
| 厚原浄水場 | 〒419-0201 富士市厚原 1111 | 浄水方式：沈砂＋凝集＋沈殿 排水方式：機械脱水方式 給水能力：675,600m ³ /日 |
| 大楽窪受水槽 | 〒421-3306 富士市中之郷地内 | 構造：R C 有効容量：7,000m ³ |
| 愛染調圧弁室 | 〒424-0037 静岡市清水区袖師町 地内 | |

別紙2 リスク分担表

○：リスクが顕在化した場合に原則として負担を負う者

△：リスクが顕在化した場合の負担が、主負担者に比べて少ない又は限定的に負担を負う者

1. 共通

| リスク項目 | | | 県 | 民 | 備考 |
|--------------------------------|--|-------------------|---|---|---|
| 大分類 | 中分類 | 小分類 | | | |
| 自然災害・人為的災害・疫病等 | 不可抗力 | | ○ | △ | <ul style="list-style-type: none"> 「初動」については、事業者の業務とする。 保険でカバーできる範囲は除く。 |
| | 上記以外 | | | ○ | |
| 法令改正 | 工業用水道事業法をはじめとする工業用水道事業及び本事業等に直接関係する法令・通知等の改正 | | ○ | | <ul style="list-style-type: none"> 追加費用の発生防止手段を事業者が講じることが合理的に期待できなかったと県が認めるもののみ。 工業用水道事業費補助金交付要綱の改正もこれに該当する。 |
| | 工業用水道事業等のみならず、広く一般的に適用される法令・通知等の改正 | | | ○ | |
| 税制改正 | 工業用水道事業及び本事業等に直接関係する税制の改正 | | ○ | | <ul style="list-style-type: none"> 追加費用の発生防止手段を事業者が講じることが合理的に期待できなかったと県が認めるもののみ。 |
| | 工業用水道事業等のみならず、広く一般的に適用される税制の変更、新税の導入 | | | ○ | <ul style="list-style-type: none"> 事業者の利益に課される税制の変更等（法人税等、ただし消費税は除く。） |
| 第三者損害（施設・設備系の損傷・瑕疵に起因するものを除く。） | 要求水準に従って業務を履行しても通常避けることのできない第三者損害 | | ○ | | <ul style="list-style-type: none"> 騒音、悪臭、振動、電波障害等、これらに起因する住民の反対運動、訴訟等 |
| | 県の責に帰すべき事由により生じた第三者損害 | | ○ | | <ul style="list-style-type: none"> 共同管理者への損害賠償等 |
| | 事業者の責に帰すべき事由により生じた第三者損害 | | | ○ | |
| 反対運動及び訴訟等 | 本事業の実施事実に起因する近隣住民等からの反対運動、訴訟等対応 | | ○ | | <ul style="list-style-type: none"> 施設の共同管理者及びユーザー企業対応も含む。 |
| 物価変動 | 物価変動によるコストの増加 | 通常想定される物価変動 | | ○ | <ul style="list-style-type: none"> 詳細については入札説明書等公表時に提示 |
| | | 上記以外の著しい物価変動 | ○ | | <ul style="list-style-type: none"> 詳細については入札説明書等公表時に提示 |
| 許認可 | 事業実施のために必要な許認可の取得の遅れや取得できなかったことによる事業内容の変更 | 県の責に帰すべき事由による場合 | ○ | | <ul style="list-style-type: none"> 工業用水道事業法の認可、河川法の水利権許可、河川工作物の設置許可等 |
| | | 事業者の責に帰すべき事由による場合 | | ○ | |
| 事業者間の責任分担 | 工事請負事業者及び運転・維持管理事業者間における責任分担 | | - | - | <ul style="list-style-type: none"> 事業者間に利益相反の状況が生じた場合、又は、本事業に係る事業者間の責任分担に関し疑義が生じた場合は、代表企業（運転・維持管理業務）が県との折衝及び事業者間の調整に当たるものとし、代表企業（設計・施工業務）を含む他の構成企業はそれに協力しなければならない。 |

2. 設計・施工業務

| リスク項目 | | | 県 | 民 | 備考 |
|-------|--|-----------|---|---|---|
| 大分類 | 中分類 | 小分類 | | | |
| 工事費変動 | 物価変動以外の理由による工事費の増大（県の指示によるものを除く。） | | | ○ | |
| 性能リスク | 要求仕様不適合、施工不良 | | | ○ | |
| 安全性確保 | 工事中の事故 | | | ○ | ・ 工事請負事業者が実施する工事における工事中の事故は工事請負事業者の責任とする。 |
| 工事用地 | 新ポンプ場の建設用地及び残土処分地の確保 | | ○ | | |
| | 新ポンプ場の建設に当たり資材置場等の工事用地の確保 | | | ○ | |
| | 新ポンプ場の建設用地における地中障害物（仮設材、土壌汚染、不発弾等） | | ○ | | |
| 測量・調査 | 県が実施した測量・調査（基本設計を除く。）の結果の不備 | | ○ | | ・ 用地の測量結果や地質調査結果等に限り、県がリスクを負担する。県がリスクを負担する対象の調査結果は入札説明書等で示す。 |
| | 遺跡の存在 | | ○ | | |
| | 上記以外の工事請負事業者が要求水準に従って行う測量・調査の結果に不備があった場合 | | | ○ | |
| 設計 | 県が実施した基本設計に基づき県が設定した要求水準の内容の不備 | | ○ | | ・ 県が示した要求水準の変更が必要となる場合には県と協議の上、要求水準を変更し、工事請負事業者に生じた追加費用は県が負担する。 |
| | 工事請負事業者が要求水準に従って行う設計内容の不備があった場合 | | | ○ | |
| 施工 | 工事の遅延、追加工事等の追加費用の発生 | 県の指示による場合 | ○ | | ・ 県が別途発注する関連工事の遅延に起因する新ポンプ場の供用開始の遅延を含む。 |
| | | 上記以外 | | ○ | |
| 通水試験 | 県が実施する通水試験に起因する施設の不具合 | | ○ | | ・ 通水試験のために県が実施するバルブの操作等に起因して生じた施設の不具合の修補等に要する追加費用は県が負担する。 |

3. 運転・維持管理業務

| リスク項目 | | | 県 | 民 | 備考 |
|--------------------------|---|---|---|---|--|
| 大分類 | 中分類 | 小分類 | | | |
| 運転・操作ミス等 | 施設（運転・維持管理事業者が維持管理する範囲）の運転・操作ミス等に起因する給水停止、減水・濁水発生等 | | | ○ | |
| | 上記以外の運転・操作ミス等に起因する給水停止、減水・濁水発生等 | | ○ | | ・ 日本軽金属株式会社や中部電力株式会社による放水路の断水による減水等を含む。 |
| 施設、設備の損傷 | 修繕費の増大 | | ○ | | ・ 修繕費の負担の考え方については要求水準書を参照 ・ 修繕の部品等の調達に係る既設設備の製造・納品者等との調整は運転・維持管理事業者にて実施し、必要に応じて県は両者間の協議に同席する等これに協力する。なお、県が既設設備の製造・納品者等との間であらかじめ覚書等を締結する等、何らかの確認・合意等を行うことは予定していない。 |
| 水量の変動 | 工業用水道ユーザー企業への給水量の変動によるサービス対価の変動 | | △ | △ | ・ 給水量の増減により使用量が増減する電力・薬品は県にて調達・提供するため給水量の増減に伴うサービス対価の精算は実施しない。 |
| | 不可抗力に起因せず、新たな水源開発を必要とする原水の恒常的不足 | | ○ | | ・ 契約締結時に想定されなかった原水の恒常的な不足に対応するための費用 |
| | 不可抗力に起因しない一時的な水量の不足 | 運転・維持管理事業者の合理的な経営努力をもってしても避けることができないもの | ○ | | |
| | | 上記以外 | | ○ | |
| 水質の変動 | 不可抗力に起因せず、水処理方式の変更が必要なほどの原水水質の恒常的な変化 | | ○ | | |
| | 不可抗力に起因しない一時的な原水水質の変化 | 原水供給分 | ○ | | |
| | | 浄水供給分（運転・維持管理事業者の合理的な経営努力をもってしても避けることができないもの） | ○ | | |
| | | 浄水供給分（上記以外） | | ○ | |
| | 水源での事故等による一時的な水質変化（経験ある管理者及び運転・維持管理事業者によって予見しうる範囲内） | | | ○ | |
| 水源での事故等による一時的な水質変化（上記以外） | | ○ | | | |
| 受電 | 電力の供給停止、供給能力低下 | | ○ | | |
| 薬品関係 | 薬品関係の供給停止、供給能力低下 | | ○ | | |
| 汚泥処分 | 不可抗力に起因せず、水処理方式又は汚泥処理方式の変更が必要なほどの原水の水量・原水水質の変化による浄水発生土の量・質の恒常的な変化 | | ○ | | ・ 要求水準を逸脱した浄水発生土の質によって有効利用土の製造に係る費用が増大した場合の製造に係る追加費用等も含む。 |
| | 上記以外の不可抗力に起因しない一時的な浄水発生土の量・質の変化 | 運転・維持管理事業者の合理的な経営努力をもってしても避けることができないもの | ○ | | ・ 同上 |
| | | 上記以外 | | ○ | ・ 同上 |
| 施設の瑕疵 | 事業開始当初における、既存施設の瑕疵 | | ○ | | ・ 本事業開始後、2年以内を責任期間とし、運転・維持管理事業者が事前に発見の困難であった既存施設・設備の瑕疵 |
| | 事業終了後における、本事業対象施設の瑕疵の修復、費用増加 | | | ○ | ・ 本事業終了後、2年以内を責任期間とし、県が事前に発見の困難であった本事業対象施設の瑕疵。ただし、運転・維持管理事業者の責に帰すべき瑕疵に限り、経年劣化は除く。 |
| 情報の瑕疵 | 県が運転・維持管理事業者に開示した情報の瑕疵（情報と現況の不一致等） | | ○ | | ・ 本事業開始後、1年以内に運転・維持管理事業者から県に対して通知があった情報の瑕疵 |
| 技術の利用 | 事業に導入された知的財産権の対象となっている技術等の事業終了後の利用 | 著作権以外 | - | - | ・ 運転・維持管理事業者と要協議 |
| | | 著作権 | - | - | ・ 成果物の著作権は県に帰属 ・ 長期更新計画（素案を含む。）等は本事業終了前であっても県は承認前後にかかわらず公表・変更ができる。 |
| 保守点検・維持管理費 | 修繕費を除く保守点検・維持管理費の増大 | | | ○ | |